

子高第9号
令和2年4月1日

県内介護支援専門員 各位

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

令和2年度介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び主任介護支援専門員更新研修の中止並びに介護支援専門員資格の特例措置について（通知）

今般、国内においても日々新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が報告されており、県内でも患者の発生が報告されています。

介護支援専門員法定研修の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年3月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）にて通知がなされているところです。

これを受け、沖縄県介護支援専門員協会と協議した結果、感染拡大の防止という観点から、令和2年度介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び主任介護支援専門員更新研修（以下「本研修」という。）については、中止することと致しました。

なお、本研修を中止した場合、介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の有効期間が過ぎてしまう者等については、特例として、下記のとおり取扱うこととします。

記

1 特例措置の対象となる者について

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員等の有効期間が満了する者。

2 有効期間延長期間について

現在の介護支援専門員等の有効期間満了日の翌日から2年間延長する。

なお、主任介護支援専門員におかれましては、介護支援専門員及び主任介護支援専門員双方の有効期間について各々2年間延長されることとなります。

【例】

(現在の有効期間満了日) (延長後の有効期間満了日)

令和3年3月19日 → 令和5年3月19日

令和4年1月31日 → 令和6年1月31日

(1) 介護支援専門員証等の取り扱いについて

有効期間満了日が記載されている介護支援専門員証及び主任介護支援専門員修了証明書については、延長後の有効期間満了日が記載された証等の再発行は致しません。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員等の有効期間が満了する者については、現在の有効期間満了日から2年間は、現在の介護支援専門員証等を使用し、業務に従事できることになります。

現在交付されている介護支援専門員証の有効期間満了後に、市町村等から介護支援専門員資格の状況を確認される場合は、本通知を提示してください。

(2) 令和3年度以降、本研修修了後の有効期間について

令和3年度以降に実施が予定されている本研修を修了した者については、残りの3年間について有効期間の延長を行う。

【例】

(現在の有効期間満了日) (延長後の有効期間満了日) (修了後の有効期間満了日)

令和3年3月19日 → 令和5年3月19日 → 令和8年3月19日

令和4年1月31日 → 令和6年1月31日 → 令和9年1月31日

なお、延長後の有効期間内に本研修を修了されない場合は、当該期間をもって有効期間は満了しますので、ご留意ください。

2 令和2年度介護支援専門員法定研修の実施予定について

本研修を除くその他の介護支援専門員法定研修については、現時点では開催を予定しておりますが、今後の状況を見ながら随時開催について判断していく予定です。

また、今般の情勢を踏まえると急な変更等が生じる可能性があることもございます。

受講者の皆様におかれでは、沖縄県及び沖縄県介護支援専門員協会ホームページを随時ご確認いただくなどご協力を宜しくお願い致します。

3 その他留意事項について

(1) 本年度において、専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び専門研修（専門研修課程Ⅱ）を受講し更新を予定していた者について

専門研修（専門研修課程Ⅰ）については中止としますが、現時点においては、専門研修（専門研修課程Ⅱ）は実施予定です。

つきましては、初めての更新を予定されている者で専門研修（専門研修課程Ⅰ）を受講後、専門研修（専門研修課程Ⅱ）を受講する予定だった者については、今年度予定されている、専門研修（専門研修課程Ⅱ／1回目更新者向け）を受講し、次年度以降専門研修（専門研修課程Ⅰ）を受講することを可能とします。

(2) 本年度において、専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び専門研修（専門研修課程Ⅱ）並びに主任介護支援専門員研修の受講を予定していた者について

本年度において、専門研修（専門研修課程Ⅰ）及び専門研修（専門研修課程Ⅱ）並びに主任介護支援専門員研修の受講を予定していた者については、専門研修（専門研修課程Ⅰ）の実施が中止になったことに伴い、専門研修（専門研修課程Ⅰ）を修了することができないため、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たすことができず、主任介護支援専門員の資格取得ができないこととなります。

なお、他都道府県が実施する専門研修（専門研修課程Ⅰ）を受講し修了いただいた場合は、対象となることを念のため申し添え致します。

また、居宅介護支援事業所の管理者要件については、別添のとおり、厚生労働省令が改正される予定となっております。

（参考_厚生労働省ホームページ）

○イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

【担当】

○介護支援専門員法定研修実施及び資格に関するこ

在宅福祉班 當山（とうやま）

○居宅介護支援事業所管理者要件に関するこ

介護指導班 伊敷（いしき）

TEL／098-866-2214 FAX／098-862-6325

事務連絡
令和2年2月25日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原
TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894
Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年3月18日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の取り扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」を送付いたしますので、本事務連絡について、管内関係者に広く周知を図るようお願いいたします。

【喪失しない取扱いとした場合の有効期間の起算日について】

- 法定研修を延期・中止をした場合、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとするとしたが、喪失しない取扱いとした場合の有効期間の起算日は、元の介護支援専門員等の有効期限の翌日とする。

【喪失しない取扱いとした場合の介護支援専門員証等の取扱いについて】

- 喪失しない取扱いとした場合の介護支援専門員証等の取扱いについては、以下のとおり例示するが、各都道府県の判断で差し支えない。
 - ・元の介護支援専門員証等に有効期限を喪失しない取扱いにした旨を追記する。
 - ・上記の旨を記載したシール等を配布して貼付する。等

【更新研修又は主任介護支援専門員更新研修が再開された場合の対応について】

- 各都道府県が認める期間内は喪失しない取扱いとしたが、更新研修又は主任介護支援専門員更新研修が再開された場合は、実情に応じて速やかに喪失しない取扱いとした者に受講させるように努め、適切な対応を図ること。

※ なお、上記取扱いに係る対象者については、今般の事案が突発的な案件であったことから、研修の中止・延期によらず対象とすることは可能である。

【地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の活用について】

- 法定研修の実施に際し、衛生対策に係るマスクや消毒アルコール等の購入に要した経費については、法定研修の実施に係る経費として、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）が活用可能であることを申し添える。

(対象事業名)

15. 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
 - ハ 介護支援専門員資質向上事業

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

社保審－介護給付費分科会	
第175回（令和2年1月24日）	別紙

○厚生労働省令第

号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十七条第二項第一号及び第八十一条第三項第一号の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備
及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部
を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(管理者) 第三条 (略)	2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とができる。
(管理者) 第三条 (略)	2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(管理者に係る経過措置) 附 則 改 正 後	(管理者に係る経過措置) 附 則 改 正 後
<p>第三条 令和九年三月三十一日までの間は、令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができます。</p>	<p>第三条 平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができます。</p>

附
則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。